

[東京都税制調査会報告:2010年4月23日]

少子高齢社会の社会保障と財政・税制

早稲田大学教授
宮島 洋

報告要旨

1 社会保障制度と一般財政制度との関係

- ・経費としての「公費」財源
- ・「公費」の基本財源としての租税

2 近年の社会保障の財政運営

- ・社会保障支出の抑制
- ・主要原因としての低い租税負担率

3 高齢化基準でみた日本財政・税制の国際的特徴

- ・給付水準のマクロ的低さ
- ・総支出・国民負担、特に租税負担の低さ

4 社会保障財源としての付加価値税の評価

- ・福祉国家と付加価値税の経路依存
- ・消費税の増税と制度改革

5 社会保障給付・拠出の税制

- ・給付・拠出の課税上の扱い
- ・給付のグロス(税込)とネット(税抜)

6 給付付き税額控除の特徴と問題点

- ・給付付き税額控除の意義と問題点
- ・日本への導入の課題

7 地方税制の改革の課題

- ・個人住民税所得割の現年課税
- ・地方消費税の本則採用

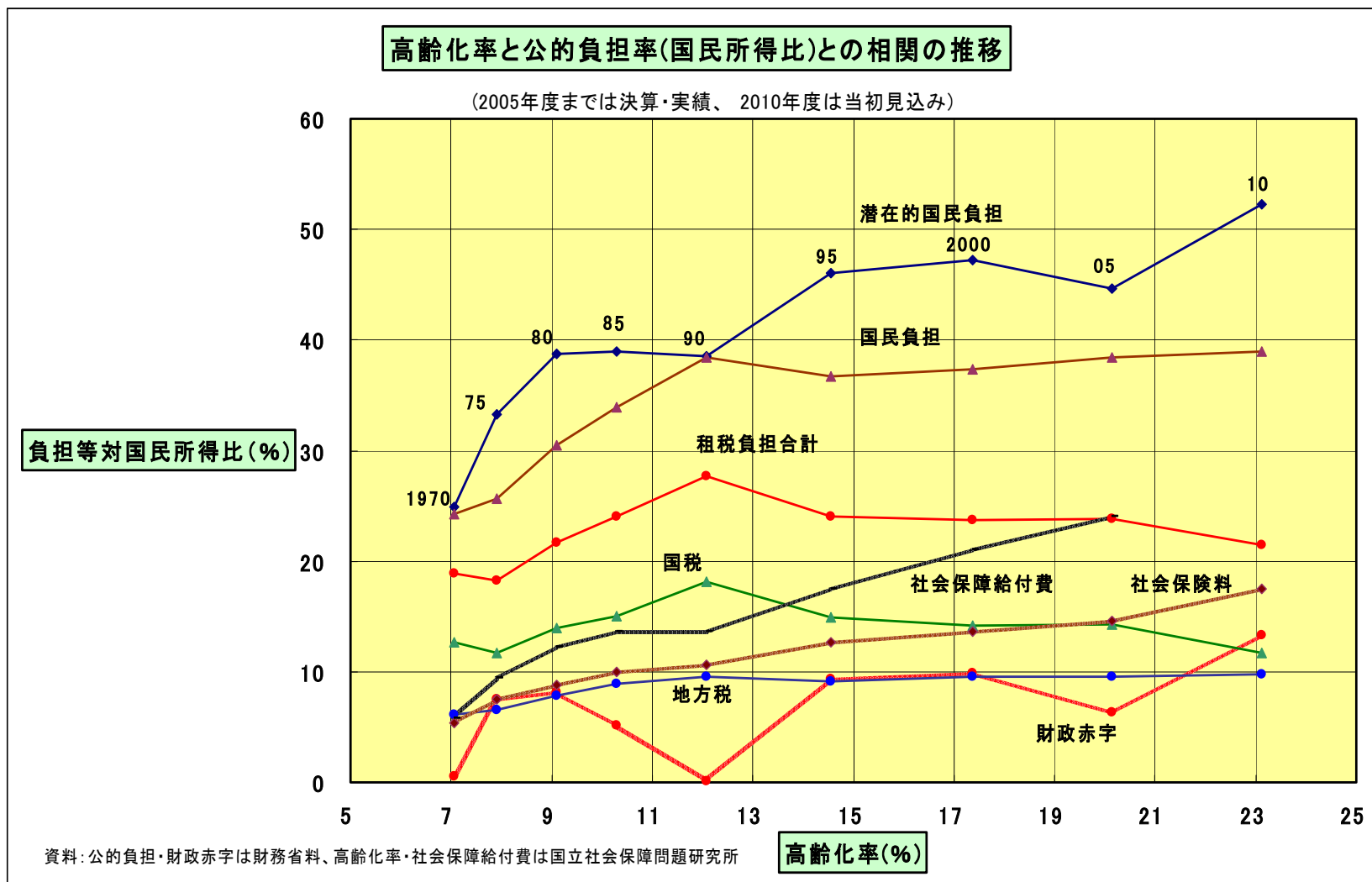
社会保障制度と一般財政制度との財源関連の核心「公費負担」

- ①公費:「国・地方の社会保障関係経費」と「その財源としての財政収入(基本は租税)」の二重性格
- ②経費論と財源論の整合的な議論が必要

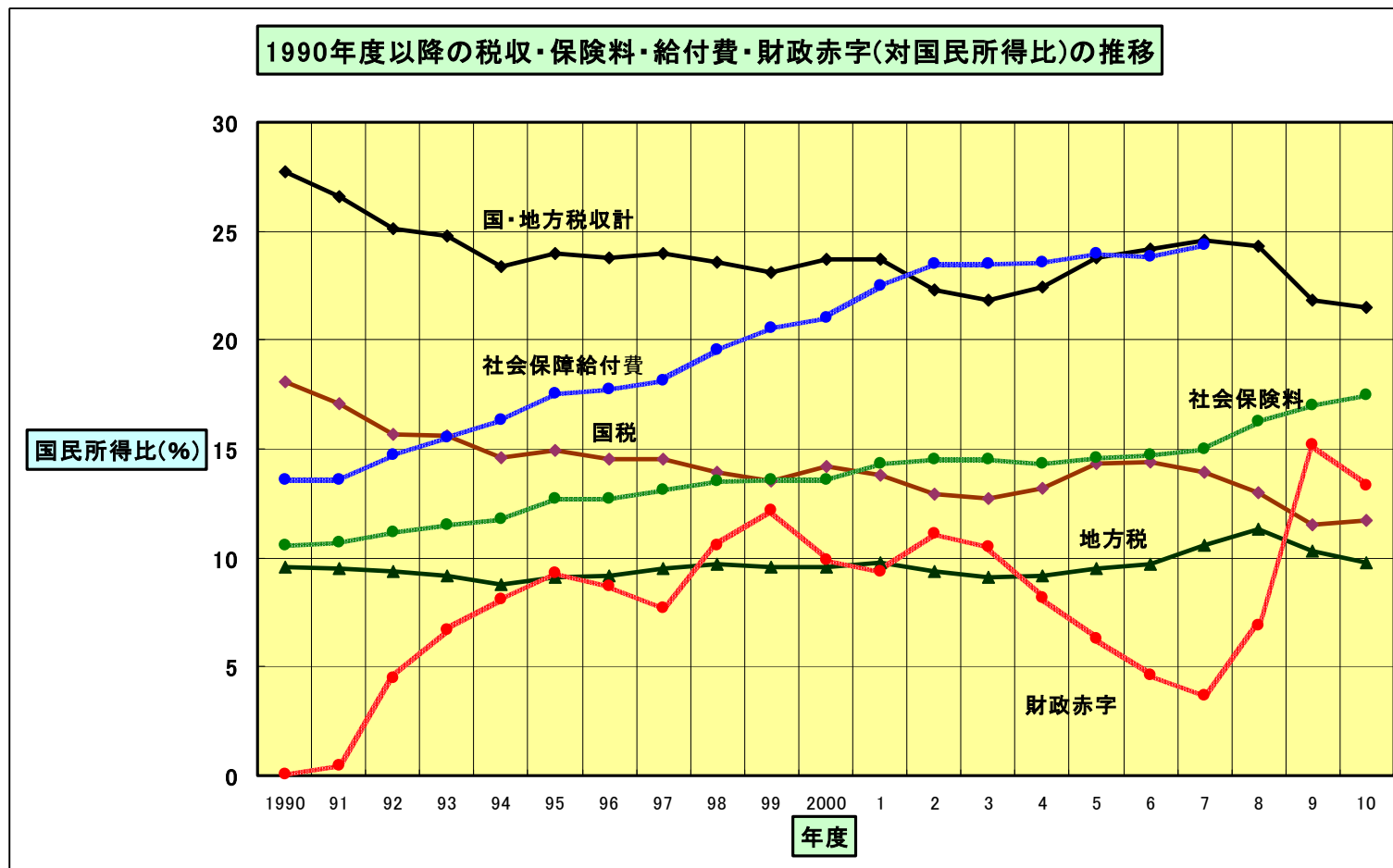
社会保障制度と一般財政制度との総括的關係(2007年度実績)

社会保障 制度	財源		一般財政制度財源(公費負担)							社会保険制度財源				他制度 からの 移転
	合計	構成 比	公費 合計			国 費		地方 費		拠出保険料		資産収入等		
			金額	構成比	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
生活保護	26,419	2.6	26,419	8.5	100.0	19,820	75.0	6,599	25.0	0	0.0	0	0.0	0
社会福祉	32,721	3.3	32,721	10.5	100.0	14,857	45.4	17,864	54.6	0	0.0	0	0.0	0
公衆衛生・公費医療	5,365	0.5	5,365	1.7	100.0	3,924	73.1	1,442	26.9	0	0.0	0	0.0	0
戦争犠牲者援護	9,989	1.0	9,989	3.2	100.0	9,989	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
家族手当	10,945	1.1	7,816	2.5	71.4	2,437	22.3	5,379	49.1	2,970	27.1	159	0.0	0
社会保険	918,849	91.5	228,057	73.5	24.8	170,873	18.6	57,184	6.2	565,770	61.6	125,022	0.0	280,141
政府管掌健康保険	77,882	7.8	9,582	3.1	12.3	9,582	12.3	0	0.0	67,793	87.0	507	0.7	2
組合管掌健康保険	72,777	7.2	84	0.0	0.1	84	0.1	0	0.0	66,795	91.8	5,898	8.1	0
国民健康保険	113,804	11.3	53,503	17.2	47.0	36,455	32.0	17,048	15.0	42,701	37.5	17,601	0.0	26,584
老人保健	48,080	4.8	48,080	15.5	100.0	32,065	66.7	16,015	33.3	0	0.0	0	0.0	57,757
介護保険	49,908	5.0	34,212	11.0	68.6	14,630	29.3	19,582	39.2	13,216	26.5	2,480	5.0	19,367
厚生年金保険	322,933	32.2	52,142	16.8	16.1	52,142	16.1	0	0.0	219,691	68.0	51,100	15.8	21,860
国民年金	54,247	5.4	19,366	6.2	35.7	19,366	35.7	0	0.0	18,582	34.3	16,299	30.0	143,929
雇用保険	27,381	2.7	2,471	0.8	9.0	2,471	9.0	0	0.0	24,275	88.7	635	2.3	0
労働者災害補償保険	14,327	1.4	5	0.0	0.0	5	0.0	0	0.0	10,857	75.8	3,465	24.2	0
私立学校振興・共済事業団	6,923	0.7	682	0.2	9.8	609	8.8	73	1.1	5,169	74.7	1,073	15.5	146
国家公務員共済組合	24,757	2.5	1,729	0.6	7.0	1,729	7.0	0	0.0	19,692	79.5	3,336	13.5	2,071
地方公務員等共済組合	72,022	7.2	4,480	1.4	6.2	14	0.0	4,466	6.2	55,490	77.0	12,052	16.7	3,185
合計	1,004,289	100.0	310,368	100.0	30.9	221,900	22.1	88,468	8.8	568,740	56.6	125,181	12.5	280,141
備考1.:支出合計は給付費、管理費、その他経費(人件費・物件費は除く)の合計。財源合計はその他収入を含む。二重計算を避けるため制度間移転は除外している。														
2.:家族手当には、児童手当の他、児童扶養手当および特別児童扶養手当を含む。														
3.:戦争犠牲者援護は旧軍人遺族恩給費、遺族・留守家族等援護費等														
4.社会保険制度の内訳は主要制度のみ														
5.:「財政制度財源」および「社会保険制度財源」における「割合」は、各制度別の財源合計にしめる割合														
資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成18年度 社会保障給付費」(平成20年11月)														

- ①1990年代以降、高齢化(少子化・長寿化の相乗作用)が加速し、社会保障給付費も自然増
 ②1990年代以降、バブル崩壊にともなう裁量減税・自然減収から税収(国税)の大幅減少
 ③その結果、財政収支の悪化が恒常化。2000年代前半改善に向かうが、その後急速に悪化



- ①2002-07年度頃まで、社会保障給付費の横這い傾向と財政赤字の縮小傾向
- ②社会保険料は概ね緩やかな上昇傾向。反面、税収(特に国税)は明確な低下傾向
- ③2009-10年(見通し)では、税収減と社会保障経費増から財政赤字の急増



注:2008年度まで実績、2009年度実績見込み、2010年度当初見込み

近年の財政健全化に向けた国一般会計・社会保障関係費の財政運営実態(未定稿)

- ①毎年度、概算要求基準による高齢化自然増給付の一律削減政策。しかし、歳出に占める比重の増大
- ②特別会計剰余金、公費負担の保険料負担への変更等による特例的財源確保
- ③予算総則(国分消費税の社会保障特定財源化)の実態

①社会保障関係費(厚生労働省所管)の概算要求と当初予算				※厚生労働省関係予算の説明						
年度	2003(15)	2004(16)	2005(17)	2006(18)	2007(19)	2008(20)	2009(21)	2010(22)	増減	
社会保障経費の自然増見込額合計	9,100	9,100	10,800	8,000	7,700	7,200	8,700	10,800	2,100	
年金	2,000	2,100	3,500	2,000	3,000	2,800	3,000	3,200	200	
医療	3,200	3,900	4,500	3,000	3,000	3,600	3,500	3,600	100	
介護・福祉等	3,900	3,100	2,800	3,000	1,700	800	2,200	4,000	1,800	
概算要求基準:要自然増減(▲)・増	▲ 2,200	▲ 2,200	▲ 2,200	▲ 2,200	▲ 2,200	▲ 2,200	▲ 2,200	0	-	
概算要求基準の要求増加控	6,900	6,900	8,600	5,800	5,500	5,000	6,500	37,325	30,825	
概算要求額	195,237	200,098	201,277	205,336	201,623	212,088	214,085	288,894	74,809	
社会保障関係費当初予算額	188,291	196,391	202,240	204,187	209,659	216,132	246,522	270,793	24,271	
年金	56,284	58,246	62,695	66,578	70,305	74,375	98,702	101,354	2,652	
医療	77,772	81,445	80,862	81,586	84,285	85,644	90,252	94,594	4,342	
介護	15,594	17,921	19,518	19,143	19,485	19,062	19,699	20,803	1,104	
福祉等	32,885	33,478	34,507	32,556	33,371	35,100	35,937	50,780	14,843	
雇用	5,756	5,301	4,660	4,325	2,213	1,952	1,931	3,262	1,331	
②基礎年金国庫負担割合の引上げ状況(1/3への加算)										
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010			
年度加算額	1,600	1,101	1,100	1,124	1,356	23,002				
負担割合(%)	34.4	35.1	35.8	36.5	37.3	50.0	50.0			
引き上げ財源	年金課税	定率減税減	定率減税廃			特会剰余金	特会剰余金			
③政府管掌社会保険(厚生・国民年金、一部健康保険)事業運営経費の財源負担内訳の推移:億円										
年度	1997	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2009	2010*	
国庫負担	3,087	2,329	2,152	1,814	1,709	1,832	1,688	1,930	2,245	
保険料負担	-	790	956	1,284	1,265	1,205	1,940	2,390	2,230	
④一般会計社会保障関係費の推移(2008年度まで決算、09年度補正後、10年度当初) (金額単位:億円)										
年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010		
社会保障関係費	197,201	202,860	206,031	205,550	211,410	228,313	288,069	272,686		
・歳出総額に占める割合(%)	23.9	23.9	24.1	25.2	25.8	25.7	28.1	29.5		
・一般歳出に占める割合(%)	41.4	41.9	42.7	44.0	44.4	42.8	43.2	51.0		
⑤予算総則における消費税収の社会保障財源特定(:億円) 財務省(大蔵省)主計局・理財局『予算および財政投融资計画の説明(毎年度)』										
年度	1999当初	2001当初	2003当初	2005当初	2007当初	2008当初	2008補正後	2009当初	2009補正後	2010当初
国財源(70.5%)	73,151	71,409	66,897	71,656	75,047	75,231	72,291	71,417	66,136	67,948
予算総則使途合計	87,983	95,708	104,485	117,616	127,577	133,496	132,473	162,306	162,363	165,561
基礎年金国庫負担	43,210	46,513	50,203	57,869	65,921	70,306	68,953	95,913	95,913	98,786
老人医療国庫負担	38,611	35,293	38,689	40,229	42,171	44,127	44,713	46,693	46,734	45,971
介護保険国庫負担	6,162	13,902	15,594	19,518	19,485	19,062	18,806	19,699	19,715	20,803
財源一使途経費	▲ 14,832	▲ 24,299	▲ 37,588	▲ 45,960	▲ 52,530	▲ 58,265	▲ 60,182	▲ 90,889	▲ 96,227	▲ 97,613

地方の社会保障関係費(民生費および衛生費・労働費の一部)の推移

- ①目的別:従来の主要経費(土木費・教育費)を凌駕し、最大の経費
 ②性質別:国保等社会保険特別会計および病院事業会計への繰出金の増加

地方団体(都道府県・市町村)の社会保障関係経費の推移					資料:総務省編『地方財政白書』	
①目的別にみた地方社会保障関係費の決算額の推移(都道府県・市町村純計:億円:)						
	1998	2000	2002	2004	2006	2008
社会保障関係費合計	173,183	170,979	179,764	186,481	196,014	212,307
民生費	134,454	133,920	143,032	151,323	162,585	178,211
衛生費(清掃費は除く)	38,310	36,597	36,185	34,842	33,135	32,750
労働費:失業対策費	419	462	547	317	294	1,346
土木費	219,729	195,603	176,720	152,348	138,534	128,712
教育費	186,083	180,787	176,544	169,102	164,724	161,467
地方歳出総額決算	1,001,975	976,164	948,394	912,479	892,106	896,915
地方歳出総額の構成割合(%)						
社会保障関係費	17.3	17.5	19.0	20.4	22.0	23.7
土木費	21.9	20.0	18.6	16.7	15.5	14.4
教育費	18.6	18.5	18.6	18.5	18.5	18.0
②社会保険事業関係・病院事業会計への繰出金(性質別)の推移(決算:億円:%)						
	1998	2000	2002	2004	2006	2008
国民健康事業保険繰出金	8,552	9,599	10,357	11,620	11,828	10,869
老人保健医療事業繰出金	6,363	5,777	6,073	7,287	8,326	811
後期高齢者医療事業会計	-	-	-	-	-	10,619
介護保険事業会計	-	6,497	8,187	9,456	10,104	10,877
病院事業(公営企業)	7,955	7,809	7,664	7,358	7,284	7,776
合計	22,870	29,682	32,281	35,721	37,543	40,951
地方社会保障関係費比(%)	13.2	17.4	18.0	19.2	19.2	19.3
地方歳出総額比(%)	2.28	3.04	3.40	3.91	4.21	4.57

今後の社会保障関係費の動向予測：国一般会計の中期見通し

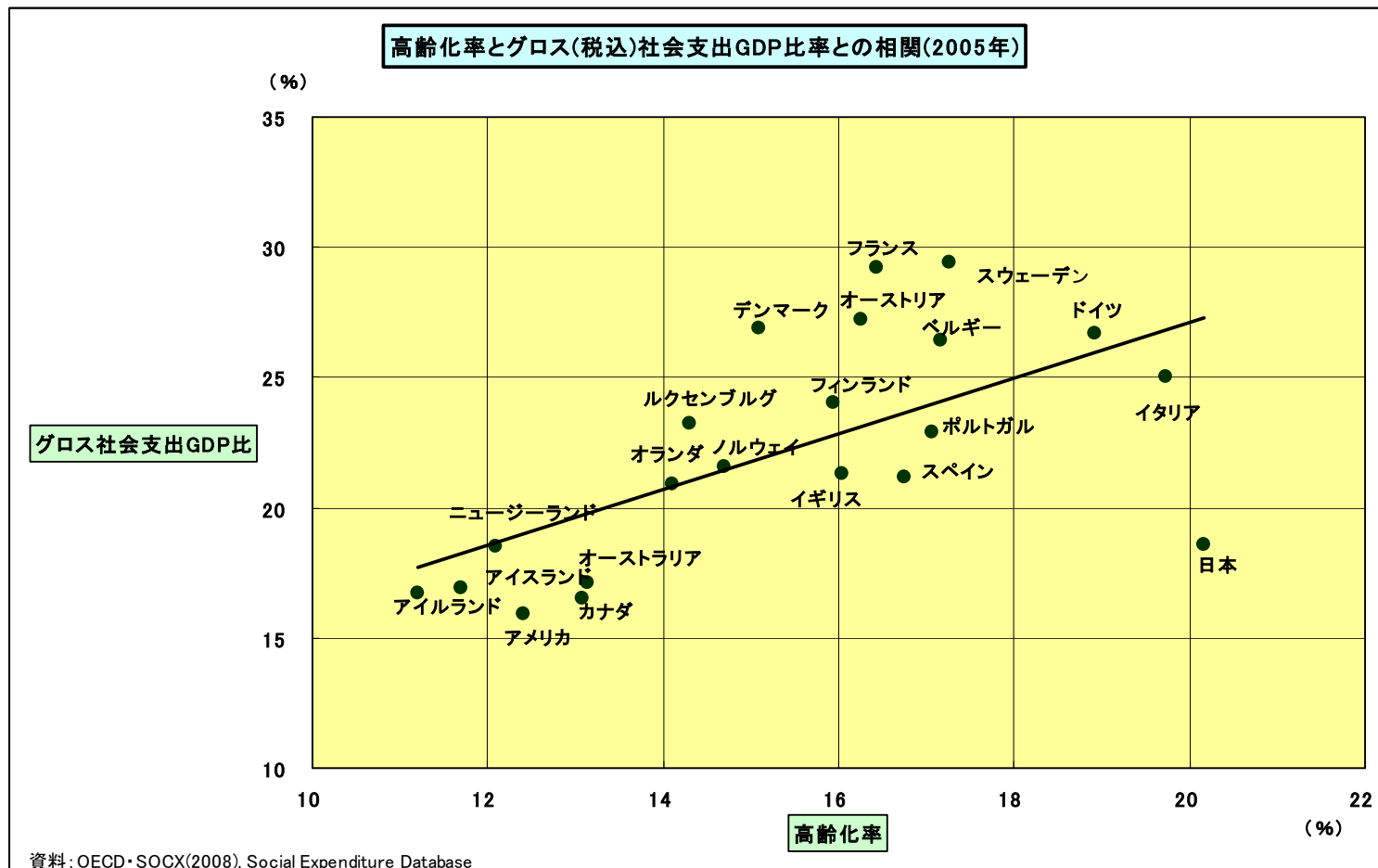
- ①「人」重視から、給付費等後年度負担をとともなう義務的(非裁量的)経費のさらなる増加傾向
 ※2011年度以降の計画(最低保障年金、国保・高齢者医療等の公費負担増)が加算される
 ②それに見合う恒久税財源措置が不在なため、財政赤字(差額)のさらなる拡大

2010年度予算における制度・施策を前提とした後年度歳出・歳入への影響試算(兆円)		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
歳出合計		88.5	92.3	93.9	96.1
	国債費	20.2	20.6	22.6	25.0
	対歳出合計割合(%)	22.8	22.3	24.0	26.0
	地方交付税等	16.6	17.5	17.2	16.9
	一般歳出	51.7	53.5	54.1	54.2
	社会保障関係費	24.8	27.3	28.5	29.3
	対歳出総額割合	28.0	29.6	30.4	30.5
	対一般歳出割合	48.0	51.0	52.7	54.1
	公共事業関係費	7.1	5.8	5.7	5.7
	その他	19.8	20.4	19.9	19.2
	決算調整資金繰戻	-	0.7	-	-
税収等合計		55.3	48.0	42.6	43.9
	税収	46.1	37.4	38.7	39.7
	対歳出総額割合	52.1	40.5	41.2	41.3
	その他収入	9.2	10.6	3.9	4.2
差額(財政収支)		▲ 33.3	▲ 44.3	▲ 51.3	▲ 52.2
	対歳出総額割合	37.6	48.0	54.6	54.3
	名目経済成長率(%)	-	0.4	1.7	2.0
経済前提	消費者物価上昇率	-	▲ 0.8	▲ 0.5	0.0
	長期金利(10年国債)	-	2.0	2.2	2.4
備考1: 2011年度以降に実施可能性のある新規施策(年金・医療制度改革関連等)は加味していない					
備考2: 2009年度は当初予算					
備考3: 基礎年金国庫負担割合1/2引上げにともなう歳出増加額見合い分は2011年度以降、財源未定のため試算上は「差額」に含めている					
資料: 平成22年2月「財務省資料」					

国際的にみた日本の社会保障支出の規模

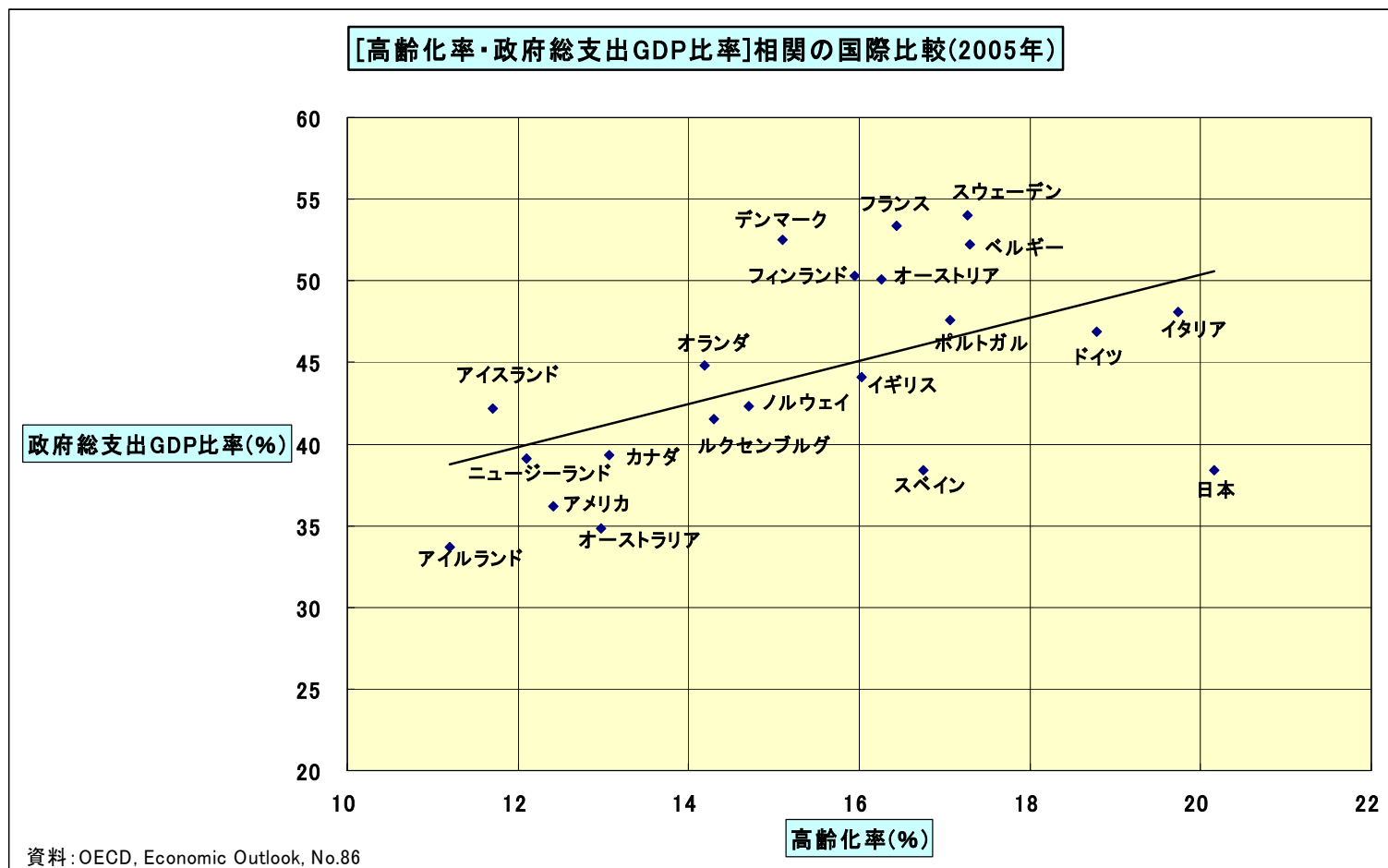
- ① 社会保障支出の規模(GDP比率)、概ね高齢化率とプラス(右上がり)の相関関係にある
- ② 高齢化基準でみた日本の社会支出規模(GDP比率)は異例なほど低い

※「社会支出」: 社会保障給付費だけでなく、管理運営費、施設費等を含む



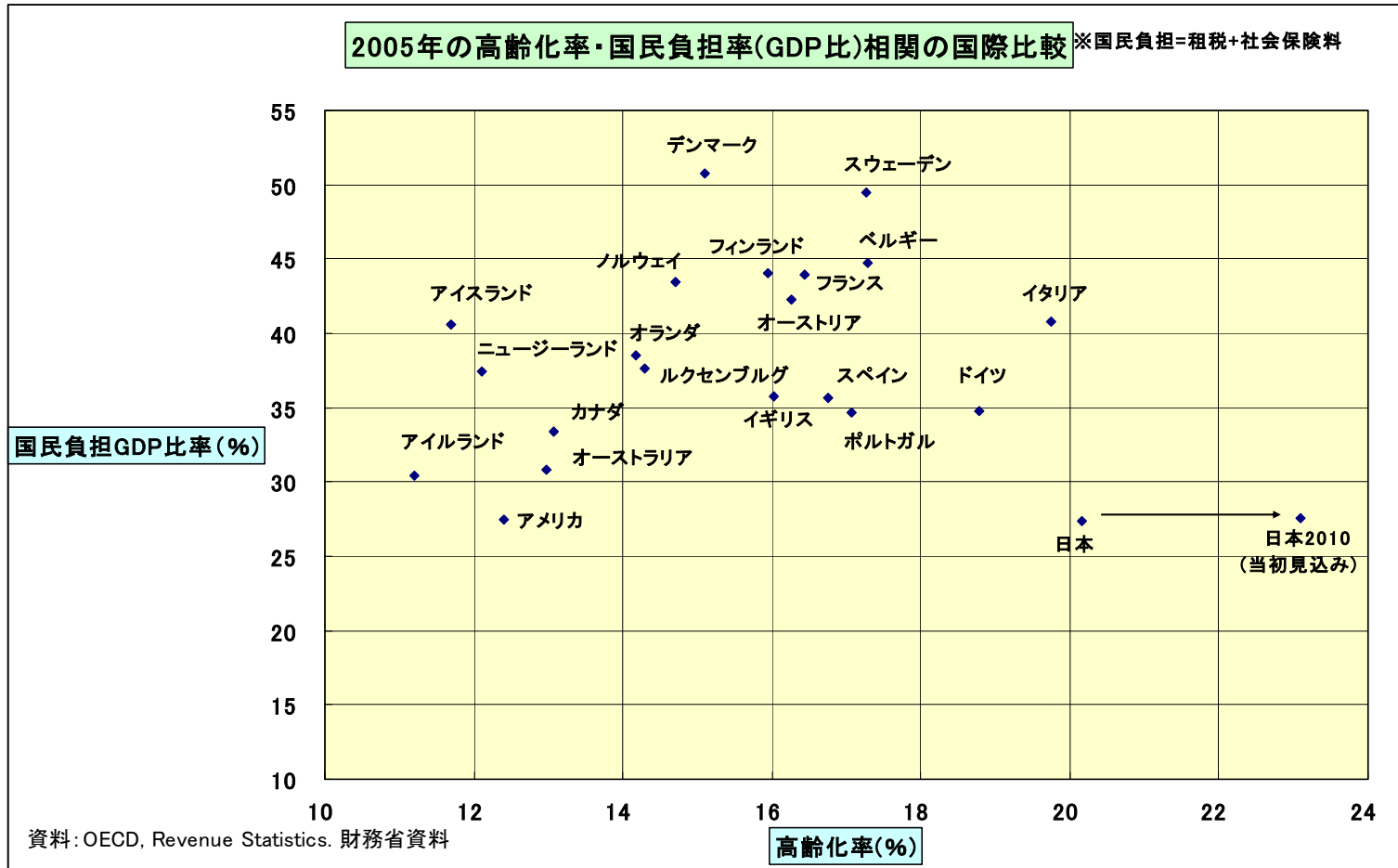
社会保障支出規模(GDP比率)の低い理由

- ①財政政策(予算政策)における社会保障支出の低い配分が原因ではない
- ②そもそも国・地方財政の規模自体が高齢化基準からみて異例に低い水準にあることが主因



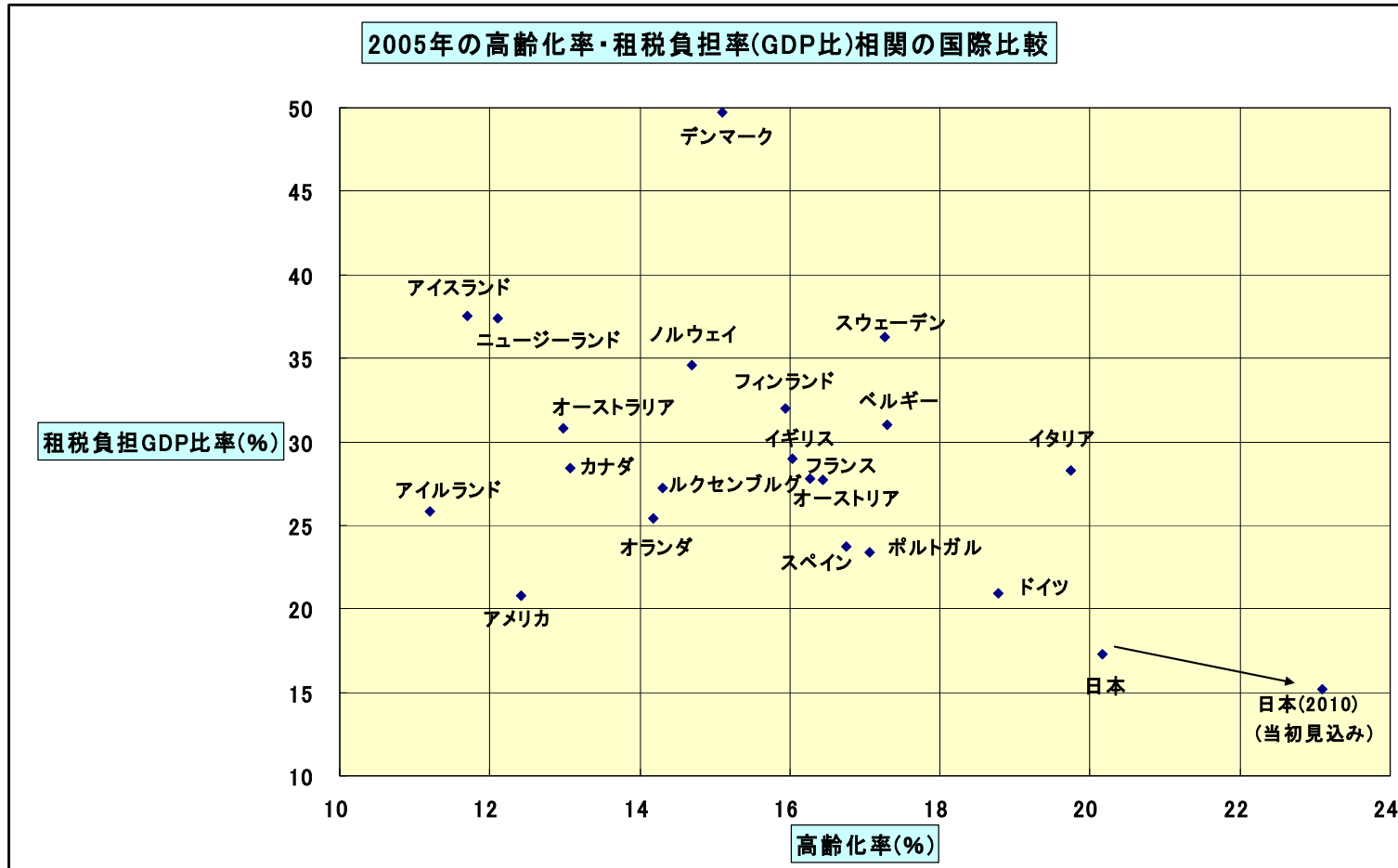
政府総支出規模が異例に低い理由

- ① 高齢化基準でみて、国民負担(租税・社会保険料)GDP比率が異例に低い水準にあること
- ② この根本的な財源制約から、高齢化の急速な進展にもかかわらず、財政赤字(公債発行)に依存しつつも、基本的には財政規模を抑制せざるをえない



国民負担GDP比率が異例に低水準の理由：根本は租税負担率の低さ

- ① 社会保険を中心としている国々(右下)では、高齢化率の割には総じて租税負担率は低い。しかし、その中でも、高齢化率が著しく高い割には、租税負担が著しく低い日本は特に目立っている
- ② 高齢化率が低いにもかかわらず、デンマーク、ニュージーランド、オーストラリアのように、日本よりも租税負担率が格段に高い国々(左上)は、財政方式(基本財源が租税)で社会保障給付を提供している



国民負担・租税負担および税制構造の国際比較の詳細

- ①主要先進国の中で国民負担率、特に租税負担率は最も低い。高齢化を基準ではその低さが際立つ
- ②租税負担率の低さの原因は一般消費税(付加価値税)だけでなく、個人所得課税負担率の低さにもある
- ③国税所得税の大幅増税は困難。唯一の選択肢とされる消費税の大幅増税の実現可能性は？

	主要OECD加盟国の租税・社会保険料収入GDP比(2007年暦年: %)						国民負担GDP比の降順			社会 保険料
	高齢化 率	負担合計 (国民負担)	租税 合計				資産移転 ・保有税	財・サー ビス税	一般消費	
				個人 所得税	法人 所得税					
デンマーク	15.5	48.7	47.7	25.1	3.6	1.9	16.3	10.4	1.0	
スウェーデン	17.4	48.3	35.7	14.9	3.8	1.2	12.9	9.3	12.6	
ベルギー	17.2	43.9	30.3	12.8	3.6	2.3	11.0	7.1	13.6	
ノルウェイ	14.6	43.6	34.6	9.6	11.3	1.2	12.4	8.3	9.1	
イタリア	19.9	43.5	30.4	11.1	3.8	2.1	11.0	8.2	13.0	
フランス	16.4	43.5	27.4	7.4	3.0	3.5	10.7	7.4	16.1	
フィンランド	16.5	43.0	31.1	13.0	3.9	1.1	12.9	8.4	11.9	
オーストリア	17.0	42.3	28.0	9.5	2.4	0.6	11.7	7.7	14.2	
アイスランド	11.5	40.9	37.7	13.8	2.5	2.5	16.5	10.6	3.1	
オランダ	14.5	37.5	24.0	7.7	3.3	1.2	11.2	7.4	13.6	
スペイン	16.6	37.2	25.1	7.4	4.6	3.0	9.5	6.0	12.1	
ルクセンブルグ	14.0	36.5	26.4	7.4	5.4	3.6	9.9	5.7	10.2	
ポルトガル	17.3	36.4	24.7	5.7	3.7	1.4	13.7	8.8	11.7	
ドイツ	19.9	36.2	22.9	9.1	2.2	0.9	10.6	7.0	13.2	
イギリス	16.0	36.1	29.5	10.9	3.4	4.5	10.5	6.6	6.6	
ニュージーランド	12.5	35.7	35.7	15.0	5.1	1.9	11.3	8.4	0.0	
カナダ	13.4	33.3	28.5	12.4	3.7	3.3	7.9	4.5	4.8	
ギリシャ	18.6	32.0	20.4	4.7	2.6	1.4	11.4	7.5	11.7	
オーストラリア	13.1	30.8	30.8	11.3	7.1	2.7	8.2	4.0	0.0	
アイルランド	10.9	30.8	26.1	8.7	3.4	2.5	11.1	7.4	4.7	
スイス	16.8	28.9	22.2	10.2	3.1	2.4	6.5	3.8	6.7	
アメリカ	12.6	28.3	21.7	10.8	3.1	3.1	4.7	2.2	6.6	
日本	21.5	28.3	18.0	5.5	4.8	2.5	5.1	2.5	10.3	
単純平均	15.8	37.6	28.6	10.6	4.1	2.2	10.7	6.9	9.0	

※フランスとベルギーの高齢化率は2006年

資料: OECD, Revenue Statistics 1965-2008, 2009

税制・社会保障の歴史・国民認識等からみて消費税の大幅増税は極めて難しい課題

※付加価値税と福祉国家の経路依存仮説：逆進的課税の政治経済学

—加藤淳子『*Regressive Taxation and the Welfare State*』(2003)を参考に—

(1) 北欧・西欧諸国と日本との対比：初期条件の違いとその経路依存性

- 世界的経済成長期(～1970年代)での逆進・安定・多収的付加価値税の確立・定着
- ・逆進的課税確立の政治的条件：成長・所得増(負担増・逆進性の許容)
- ・当時の高齢化先進国(北西欧)ではVATの逆進性対策と社会保障給付充実の相互依存
 - 北西欧諸国：安定多収的VATが石油危機後経済停滞期の社会保障基盤財源に
 - 日本の特徴
- ・高度成長期の所得・法人税自然増収 成長鈍化による税収減・赤字から社会保障抑制
- ・急速な高齢化とその問題認識は1990年代になってから
- 福祉国家の規模・普遍性における国際的差異(経路)を規定

(2) 欧州諸国の付加価値税について

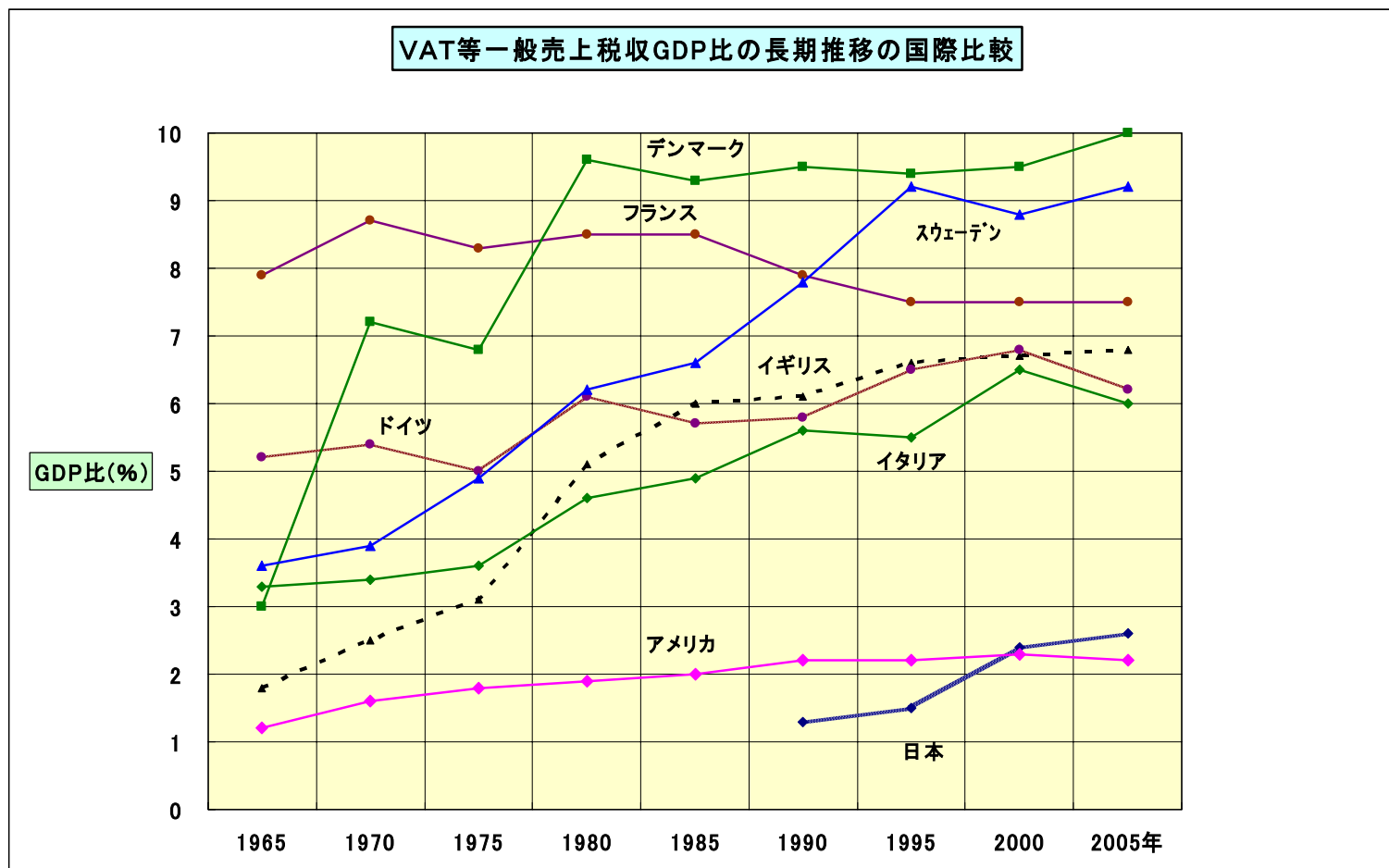
- 一般売上税の長い歴史：国際税制史の分岐点は第一次世界大戦期
- ・仏独伊等が戦費調達とインフレ対策から、VATの原型である「取引高税」の導入
- ・日本は、第二次大戦後、取引高税の短期間廃止、附加価値税の実施延期・廃止
- ・域内共通税制(外圧)としての発展・確立
- ・EEC・ECの共通税制として、加盟国のVAT採用義務から広く欧州諸国に普及・発展
- ・EU結成による税関廃止から、標準税率最低15%の税率共通義務が課される

(3) 日本の消費税に関する経路依存仮説の含意

- 高度経済成長期に逆進的付加価値税の確立タイミングを逸した典型例
- ・石油危機後停滞期のVAT導入：極めて低い税率と手厚い中小事業者対策
- 低税率・中小事業者保護(帳簿方式等)の故に大幅増税・制度改革は困難
- ・政府過信(歳出減・効率化)と成長鈍化は政治経済的な負担増余地をさらに狭める
- 保護・保障からの自立・予防支援(就業支援・生活習慣病予防等)への社会保障理念のシフト

加藤教授の経路依存仮説の検証⇒

- ① 主要な欧州諸国は、第二次大戦前から取引高税等の一般売上税を課税してきた
- ② 第二次大戦後のEEC・EC共同市場化を契機とした共通付加価値税制の採用・普及
- ③ 1970年代末までには付加価値税が基幹税として確立される



15 付加価値税の世界史の中の日本

- ①第二次大戦直後、国税・取引高税の短期廃止、地方附加価値税の実施延期・廃止という排除の歴史
- ②石油危機後の財政再建では増税と逆進負担への批判から、「一般消費税」構想、「売上税」提案の挫折
- ③漸くバブルに国際的に異例の低税率、アカウント方式税額控除、簡易課税、95%ルール等で消費税導入
- ④消費税導入や税率引き上げに際しては所得税等の超過減税実施：純増税型税制改革の忌避

主要OECD加盟国中央政府における一般売上税の沿革と現状(未定稿)														
	加盟年	国名	旧一般売上税		VAT 導入年	仕入税額 把握方式	標準税率の推移				2007年の税率構造			
			酒類	導入年			導入時	1980	1991	2003	標準	軽減	ゼロ	
EC	1967	フランス	小売売上税	1917	1968	インボイス	16.7	17.6	18.6	19.6	19.6	2.1・5.5	-	
		ドイツ	取引高税	1916	1968	インボイス	10	13	14	16	19	7	-	
		オランダ	製造売上税	1934	1969	インボイス	12	18	18.5	19	19	7	-	
		ルクセンブルグ	取引高税	1922	1970	インボイス	8	10	12	15	15	3・6・12	-	
		ベルギー	取引高税	1921	1971	インボイス	16	16	19	21	21	6・12	○	
		イタリア	取引高税	1919	1973	インボイス	12	14	19	20	20	4・10	○	
		EU	1973	デンマーク	卸売売上税		1967	インボイス	10	20.25	22	25	25	-
アイルランド	卸小売売上税				1972	インボイス	16.4	25	23	21	21	4.8・13.5	○	
イギリス	卸売売上税			1940	1973	インボイス	10	15	15	18	18	5	◎食	
1981	ギリシャ		製造売上税		1987	インボイス	18	-	18	18	19	4.5・9	-	
	1986		ポルトガル	卸売売上税	1966	1986	インボイス	16	-	17	19	21	5・12	-
1986			スペイン			1986	インボイス	12	-	12	16	16	4・7	-
	1995		フィンランド	製造売上税	1941	1969	インボイス	11.1	16.28	21.2	22	22	8・17	○
スウェーデン		小売売上税	1941	1969	インボイス	11.1	20.6	23.5	25	25	6・12	○		
オーストリア		取引高税	1923	1973	インボイス	16	18	20	20	20	10・12	-		
EU	2004	ハンガリー			1988	インボイス	25	-	25	25	20	5	-	
		チェコ			1993	インボイス	23	-	-	23	19	5	-	
		スロヴァキア			1993	インボイス	23	-	-	20	19	-	-	
		ポーランド			1993	インボイス	22	-	-	22	22	7	-	
EU外OECD		ノルウェー	製造売上税	1934	1970	インボイス	20	20	20	24	25	8・14	○	
		ニュージーランド	卸売売上税	1933	1986	インボイス	10	-	10	13	13	-	○	
		日本	取引高税	1948-49	1989	アカウント	3	-	3	5	5	-	-	
		カナダ	製造者売上税	1920	1991	インボイス	7	-	7	7	6	-	○	
		スイス	卸売売上税	1941	1995	インボイス	6.5	-	6.5	7.6	7.6	2.4・3.6	○	
		オーストラリア	卸売売上税	1930	2000	インボイス	10	-	-	10	10	-	◎食	
非付加価値税		※アメリカ	州小売売上税	1932	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：ゼロ税率の◎食は、食料品のゼロ税率

(資料)OECD, Consumption Tax Trends 等

社会保障(年金)財源としての消費税(日本型付加価値税)の制度問題

1. 社会保障財源としての付加価値税の特徴

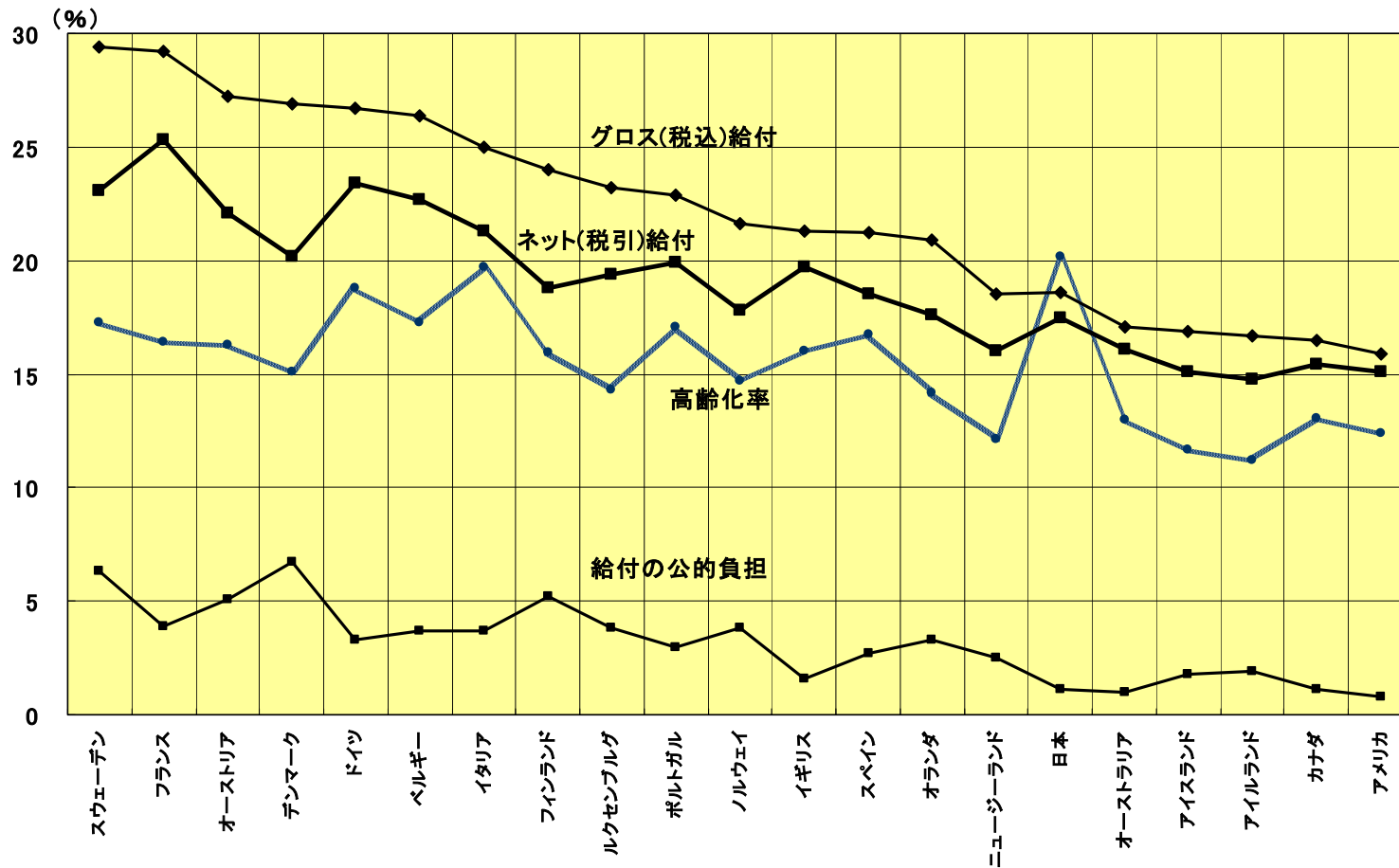
- (1) 税収の安定性⇒成長鈍化経済での基盤財源:(消費安定・一定税率)=負担逆進性
- (2) 負担の世代間公平=受給者も負担者に:保険料と違い消費税は高齢受給者も負担
⇒年金実質購買力の低下(年金課税は可処分年金額の減額)
- (3) 納税義務者・事業者の徴収効率性:最終負担者・額は把握困難=公平論根拠の消失
- (4) 制度的には消費税は国民皆負担=「みなし拠出」論:家事関連経費の仕入控除問題
- (5) 輸出還付(国境税調整)の対象:輸出への中立性

2. 消費税制の改革課題

- (1) 所得に対する消費課税負担の逆進性に対する対策
 - ① 食料品等のゼロ税率 ② 低所得層への社会保障給付 ③ 給付付き税額控除
- (2) 帳簿方式・仕入税額控除の不透明性:税額票(インボイス)方式への転換が必要
 - ① 消費者負担の税額が事業者から全額国庫納付されない益税問題
→簡易課税制度の選択:課税個人事業者の**65%(05年度)**
→免税事業者(個人事業者の**6割弱**)から仕入⇒「みなし仕入税額控除」の容認
→本則「**95%ルール**」⇒「非課税売上・対応仕入」の税額控除の容認
- (3) 滞納対策の強化:毎年度、最大額の新規滞納の発生(会計検査院の指摘あり)
→課税売上の少ない個人事業者には中間申告**1回**ないし**不要**が多い
- (4) 個人事業者(国民年金第1号被保険者)の脱税対策(皆負担論の盲点)
 - ・仕入税額控除対象の必要経費と、控除否認の家事関連経費(=消費)との識別困難
⇒家事関連経費の仕入税額混入による消費税の負担回避

高齢化率とグロス・ネット社会保障給付水準(対GDP比)の国際比較:2005年

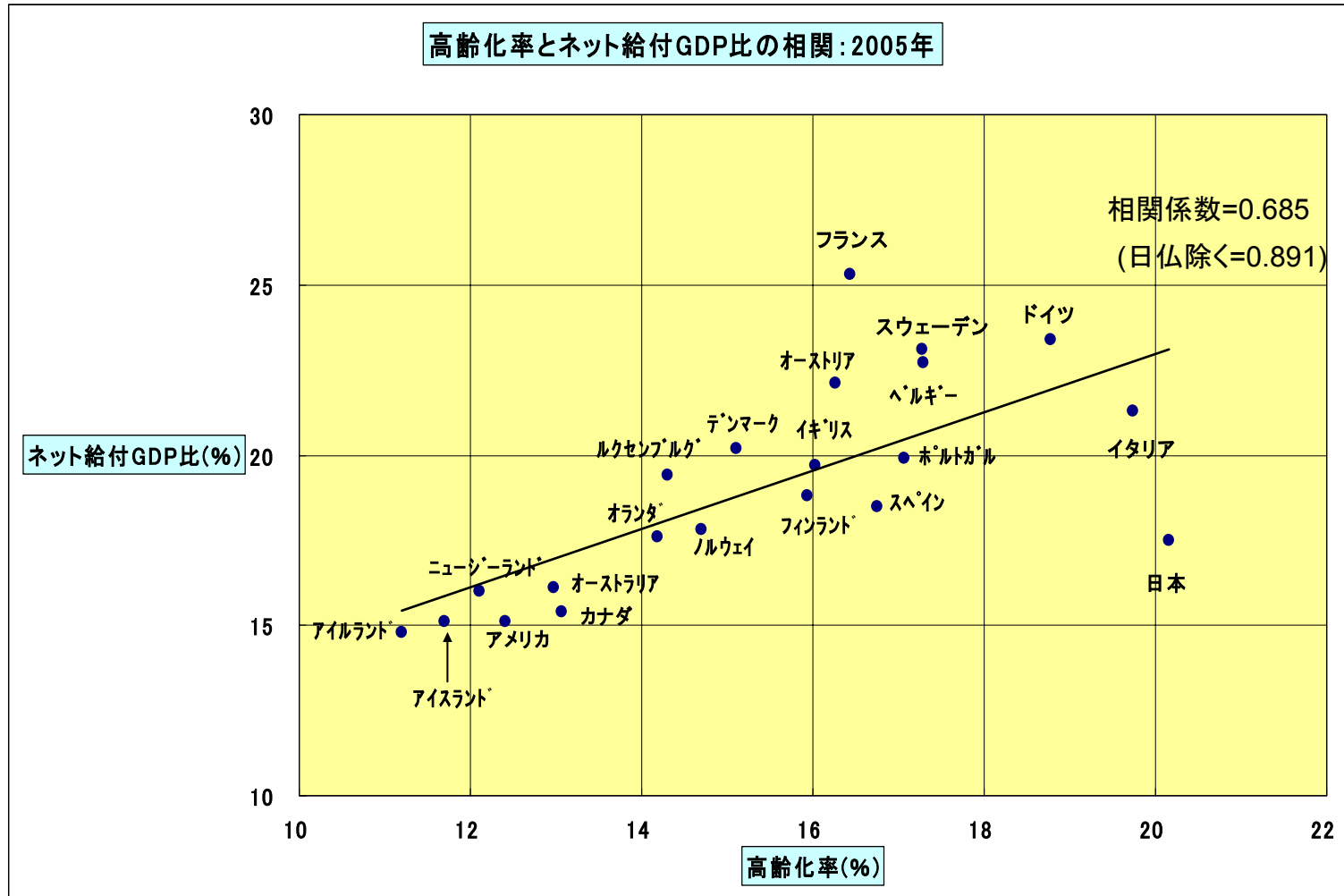
- ① 社会保障給付水準の比較には、給付への課税等(所得税・保険料・付加価値税)を考慮する必要がある
- ② 実質の受給価値(購買力)と政府の歳出規模は、グロス(税込)概念ではなく、ネット(税引)概念を用いるべき
- ③ 北欧・一部西欧諸国では、グロス給付水準は高いものの、給付課税も重く、ネット給付水準はその分低下
- ④ 日本、アングロサクソン諸国では、グロス水準が低い代わりに、給付課税も低い



資料: 高齢化率は、国立社会保障人口問題研究所『人口統計資料集』2010年
 社会保障給付・負担は、Adema and Ladaique(2009), How Expensive is the Welfare State?

高齢化率とネット給付(課税後の実質給付)との相関

- ① ネット給付水準の違いは高齢化率の違いで概ね説明できる。北欧諸国も特に手厚い保障とは言えない
- ② 異常値を示している国は、高齢化率に比して著しく低い日本と、著しく高いフランス(年金支給年齢、一般福祉税等)



資料：高齢化率は国立社会保障人口問題研究所『人口統計資料集2010』
 ネット社会保障給付は、W. Adema and M. Ladaique(2009), How Expensive is the Welfare State?

日本の社会保障給付・拠出税制の特徴と問題点

- ① 社会保障現金給付は原則非課税。所得制限のない現金給付のうち老齢年金のみ課税
- ② 唯一課税所得の老齢年金も公的年金等控除の適用により実質非課税に近い
- ③ 社会保険料控除および公的年金等控除が非強制保険にも適用されている
⇒ 年金課税の実態、非強制保険料の全額控除等、給付・保険料税制の公平性に問題あり

社会保障給付・保険料拠出等の課税上の取扱い					
(1) 社会保障現金給付の所得課税上の取扱い					
所得税法の非課税規定	(イ) 恩給法の増加・普通恩給、傷病給付(ロ) 遺族の受ける恩給および年金 (ハ) 地方公共団体の障害共済給付				
生活保護法	被保護者は保護金品を標準として租税その他の公課を課せられない				
児童福祉・児童手当法	租税等公課はこの法律により支給を受けた(金銭)金品を標準としてこれを課すことができない				
健康保険・雇用保険・労災保険法	租税等公課は保険給付として受給した金銭(金品)を標準として課すことができない				
国民年金・厚生年金法	租税等他公課は保険給付として受給した金銭を標準に課すことができない。但し老齢基礎年金はこの限りではない				
(2) 所得税における公的年金等控除の対象年金(一時金は年金ではなく退職所得)					
強制公的年金	国民年金、厚生年金、国家公務員共済組合金、地方公務員共済組合金、私立学校教職員共済年金等、				
準公的年金(上乘)	国民年金基金、厚生年金基金、石炭鉱業年金、農林漁業団体職員年金				
恩給	恩給(一時恩給を除く)				
確定給付企業年金	確定給付企業年金(一時金を除く)				
特別法年金	中小企業退職金共済年金、小規模企業共済年金、確定拠出年金(個人型年金規約老齢給付)				
法人税	税制適格年金				
(3) 申告所得税における年金所得課税の状況(2007年分)			資料: 国税庁「税務統計からみた申告所得税の実態」		
① 申告状況	申告合計(A)	公的年金等申告(B)	(B/A): (%)		
全申告件数(申告実人員: 1000人)	7,769	3,057	39.4		
・合計所得2000万円超	292	66	22.7		
全申告金額(億円)	432,622	43,441	10.0		
・合計所得2000万円超	141,456	1,101	0.8		
② 合計所得2000万円超申告納税者の主要所得源泉	給与所得	分離長期譲渡所得	株式等譲渡所得	営業等所得	不動産所得
所得金額(億円)	53,676	31,368	17,852	14,855	14,573
・合計所得にしめる割合(%)	38.0	22.2	12.6	10.5	10.3
(4) 所得税法における社会保険料控除および掛金控除					
① 強制加入保険	健康保険法、国民健康保険法、高齢者医療制度、介護保険法、労働保険法、国民年金法、厚生年金法、 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法等に定める保険料				
② 任意加入保険	国民年金基金掛金、厚生年金基金掛金				
③ 特別保険	農業者年金基金法、小規模企業共済法、確定拠出年金法(個人型掛金)の掛金・保険料				

典型的な政策税制としての「給付付き税額控除」

- ①算出税額ゼロの非納税者は控除全額、算出税額少額の納税者は超過分が税務署から所得給付される
- ②主にアメリカ、イギリス、カナダ等の非社会保険・低給付規模の国で普及している
- ③目的は、就業・育児支援(アメリカ、イギリス等)、付加価値税の逆進性対策(カナダ)など

1 「給付付き税額控除」のメリットとされる点：アメリカの勤労税額控除を参考に

- ①所得控除と異なり、絶対額として評価した減税効果が、納税者の適用限界税率に影響されない
- ②通常の税額控除と異なり、所得税の非納税者や算出税額少額の納税者にも平等に恩恵が及ぶ
- ③就業要件(Workfare原則)で Working-Poorの就業・育児支援の所得保障(賃金補助)を行える
- ④雇用主および低賃金就業者の社会保険料負担を抑制できる
- ⑤税制および徴税機構に一元化された行政効率的な所得保障を行うことができる

2 問題点1：税額控除分=減税分ではなく、算出税額超過分=給付分が本質

- ①減税分に加えて、給付分について、所得控除縮小、税率引上げ等の財源確保が必要
- ②実質は賃金補助のため、低賃金(最低賃金抑制)や非正規就業処遇をむしろ固定化する恐れ
- ③給付の公平性確保には、課税当局による無低所得者の所得情報把握が必要。国民皆確定申告体制に
⇒課税最低限・源泉分離・申告不要・非課税による法定資料・確定申告の最小化という現税制の抜本改革
- ④経費支出(歳出)である給付分には、憲法規定により毎年度の予算作成と国会議決が必要

3 適用対象の政策的限定と確実な情報把握の難しさ

- ①就業支援の勤労所得条件：就業形態・契約の多様性による勤労所得の定義が難しい
特に、勤労所得には自営・農家事業所得を含むための執行上の難しさ
- ②所得保障の公平性の確保には、控除資格の勤労所得および資産所得による二重の制限が必要
- ③就業・勤労所得は「個人単位」、資産所得・消費は「世帯単位」という食い違い
- ④「適格児童」の定義に関する「税制」と「児童福祉」の視点の違い
- ⑤非正規労働対策、最低賃金制、児童福祉政策との密接な連携が課税当局に可能か

アメリカ連邦所得税の勤労所得税額控除(1975年導入)の仕組み(2008課税年)

- ①税額控除請求資格を低勤労所得者に限定し、子供数に応じて加算し、逦増・一定・逦減領域を設ける
- ②税額控除対象の有資格児童の定義が複雑かつ厳密。投資所得(資産所得)水準による請求資格否認
- ③導入目的は低賃金就業者の就業支援(賃金補助による社会保険料負担軽減)と育児支援(児童手当代替)

(1)税額控除請求額		税額控除表(2008課税年度):ドル					
勤労所得	円換算 (\$1=90円)	独身・遺族・単身申告			夫婦共同申告		
		児童なし	児童1名	児童2名	児童なし	児童1名	児童2名
100	9,000	10	43	50	10	43	50
1,000	90,000	78	349	410	78	340	410
3,500	315,000	270	1,199	1,410	270	1,199	1,410
5,700	513,000	438	1,947	2,290	438	1,947	2,290
8,550	769,500	329	2,917	3,430	438	2,917	3,430
10,150	913,500	207	2,917	4,070	438	2,917	4,070
12,050	1,084,500	62	2,917	4,824	291	2,917	4,824
12,850	1,156,500	0	2,917	4,824	230	2,917	4,824
18,700	1,683,000	0	2,440	4,195	0	2,917	4,824
33,950	3,055,500	0	0	984	0	483	1,616
36,950	3,325,500	0	0	352	0	0	984
38,600	3,474,000	0	0	0	0	0	636
41,650	3,748,500	0	0	0	0	0	0
(2)勤労所得	①賃金・賞与、②チップ、③その他被用者報酬(労働組合罷業手当)、④自営業純所得 ※福祉給付、恩給、私的年金、慰謝料、社会保障給付、失業保険金、奨学金等は含まない						
(3)有資格児童	①家族関係テスト: 子供(兄弟姉妹、継兄弟姉妹、養子、適格里子等): ※扶養控除対象とならない既婚児童は有資格児童には含まれない ②居住要件テスト: 児童は納税者の「アメリカ国内」の「同一主住居」に「課税年度の半分以上」「同居」のこと ③年齢要件テスト: 年度末で19歳未満。フルタイム学生は24歳未満。障害者は年齢要件なし ④扶養テスト: 自身の生活費の50%超を請求納税者に依存していること						
(4)申告方式	夫婦分離申告を除く申告方式(夫婦は共同申告のみ)						
(5)家族内請求順位	親一人は親、夫婦の場合は長期間同居者、総所得の高い親、親以外は総所得最大の者						
(6)投資所得制限	納税者の投資所得(利子・配当・譲渡益等)が2,950ドル(2008年、2009年は3,150ドル[30万円弱])超では控除資格を失う						
(7)控除対象税額	①所得税算出額、②代替最低限税(AMT) ③その他個人納税義務所得関係税						
(8)形式要件	①請求者の納税者番号(社会保障番号)および配偶者・子供の氏名・年齢・社会保障番号を明記 ②夫婦は共同申告の場合のみ請求できる(別居夫婦は分離申告で請求できる) ③死亡の場合を除き、フル1課税年(12ヶ月)期間でのみ請求						

アメリカ連邦所得税における勤労税額控除(2007課税年:金額単位1000ドル)

調整総所得階級(ドル)		EITC合計		うち所得税額相殺分		うち他税額相殺分		うち還付(給付)分		還付割合(%)	
		申告	金額	申告	金額	申告	金額	申告	金額	申告	金額
以上	未満										
0	0	295,193	268,198	3	7	119,272	76,127	175,918	192,064	59.6	71.6
1	5,000	3,560,890	1,774,679	0	0	853,792	206,879	2,707,098	1,567,800	76.0	88.3
5,000	10,000	6,411,506	7,954,850	452,708	30,279	1,463,933	1,043,710	4,494,865	6,880,861	70.1	86.5
10,000	15,000	6,087,146	13,494,250	822,388	79,353	1,292,771	1,714,608	3,971,987	11,700,289	65.3	86.7
15,000	20,000	4,101,464	11,275,882	213,057	63,807	645,772	972,112	3,242,635	10,239,963	79.1	90.8
20,000	25,000	3,634,129	7,437,830	365,352	190,951	408,642	515,265	2,860,135	6,731,614	78.7	90.5
25,000	30,000	3,524,359	4,439,606	796,480	370,324	375,692	366,556	2,352,187	3,702,726	66.7	83.4
30,000	40,000	2,933,062	1,894,700	780,172	199,247	350,187	202,849	1,802,703	1,492,604	61.5	78.8
40,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
50,000	75,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
75,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
100,000	200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
200,000	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
500,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
1,000,000	1,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
1,500,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
2,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
5,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
10,000,000		0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
全申告		30,335,847	48,539,993	3,420,158	933,968	5,308,062	5,098,105	21,607,627	42,507,920	71.2	87.6
課税申告計		1,330,254	337,568	1,330,254	337,568	0	0	0	0	0.0	0.0
非課税申告計		29,005,493	48,202,425	2,089,904	596,400	5,308,062	5,098,105	21,607,527	42,507,920	74.5	88.2
U.S IRS, Statistics of Income: Individual Income Tax Returns, 2007											

アメリカ連邦所得税の勤労税額控除(EITC)および所得捕捉調査

・控除対象や請求資格の複雑さ、所得捕捉の難しさ等から不正な過大請求が3割に上る

(1)Earned Income Tax Credit(勤労税額控除)の過大請求:IRS推計(10億ドル)				
	請求額	過大請求	過大割合(%)	
1999課税年	31.3	8.5~9.9	27.2~31.6	
資料: GAO, IRS Modernization, Testimony Before Congressional Committees, GAO-03-796T, May 20,2003				
(2)アメリカ連邦所得税・EITCにおける過大不正請求の要因(1999年申告調査)				
主要因	申告件数	過大請求額		割合
	(1000件)	割合	(100万ドル)	
①居住・家族要件で請求児童に資格なし	1,828	22.0	3,284	32.4
②世帯内の他高所得者所得の除外	1,082	13.0	1,984	19.6
③夫婦の分離申告(過少所得申告要因)	1,663	20.0	2,724	26.9
④所得の過少申告	3,275	39.4	1,710	16.9
・賃金給与	942	11.3	445	4.4
・自営・農家事業所得	1,208	14.5	854	8.4
・利子配当・譲渡所得	521	6.3	164	1.6
⑤その他要因	458	5.5	437	4.3
合計	8,306	100.0	10,139	100.0
資料: J.Holtzblatt and J.McCubbin(2004), in H.J. Aaron and J. Slemrod eds., The Crisis in Tax Administration				
(3)2001課税年度・アメリカ連邦個人所得税の過少所得申告による「Tax-Gap」調査				
納税環境	所得種類	Gap(10億\$)	純Gap率(%)	
過少所得申告によるTax-Gap総額		197	18.0	
十分な課税情報報告および源泉徴収の対象	賃金・給与	11	1.2	
十分な課税情報報告の対象(納税者番号)	利子所得	2	3.6	
	配当所得	1	3.7	
	失業保険金	*	11.1	
	公的年金所得	1	5.8	
ある程度の課税情報報告の対象(組合、信託、譲渡)		51	8.6	
課税情報報告の非対象		110	53.9	
	非農家事業主所得	68	57.1	
	農家所得	6	72.0	
	賃貸料・ロイヤルティ	13	51.3	
その他	税額控除	17	26.3	
*5億ドル未満	※Tax-Gap: 納付すべき税額-実際の納税額			
※純Tax-Gap率: Tax^Gap税額/納付すべき税額	資料: IRS, Updates Tax Gap Estimates			

本格導入へのもっとも難しい課題: 公平・確実な行政(執行)体制の整備

アメリカ勤労税額控除の最大の問題は3割にも上る不正過大請求の防止(GAO・IRS報告)

1 所得税非納税者の課税情報の収集と審査

- ・国課税当局は年末調整も受けず、確定申告もしない非納税者の情報は全く把握できない
- ・したがって、無・低所得含めた国民皆申告体制への移行が必要
- ・源泉分離課税・申告不要等の廃止という源泉・申告分断税制の抜本改革が必要

2 納税者番号制度の導入(給与・資産所得の把握)とその限界

- ・支払調書・源泉徴収票等の法定資料情報の提出義務の大幅拡大
- ・納税者番号制度の限界: 事業所得の法定資料情報は例がない
⇒売上・仕入の把握、必要経費・家事費の識別は困難

3 自営・農家所得の把握強化

- ・事業所得等の申告所得に関する税務調査体制の強化
- ・税務当局による「Tax-gap」調査と情報公開の必要性

4 非納税者の情報に関する地方行政・税務の優越性

- ・課税最低限が低く、均等割課税のある個人住民税の賦課徴収実績
⇒支払給与の源泉徴収票の提出義務は住民税の方がはるかに厳格
- ・地方行政における所得調査実績を通じた無・低所得層の情報蓄積
⇒生活保護、社会福祉、公営住宅、国民健康保険等の行政等

納税者番号制度と法定資料(情報制度)について

- ①納税者番号は取引当事者双方の提出する課税資料を照合・名寄せする手段である
- ②納税者番号によるマッチング効果は法定資料(情報提出義務)が前提:事業所得には無力
- ③日本の現行法定資料情報には源泉分離・申告不要・支払金額要件等の適用除外が多い

主要国の納税者番号制度と法定資料制度(財務省資料より)		日本	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス
(1)納税者番号制度						
	納税者番号	なし	社会保障番号	納税者番号	国民保険番号	なし
	管理機関		社会保障庁	国税庁	雇用年金省 歳入関税庁	
(2)法定資料情報(個人)						
○提出義務	金融所得					
×提出不要	・利子	×(源泉分離)	○	○	○	○
	・配当	○	○	○	○	○
	・株式譲渡益	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産所得	○	○	×	○	○
(3)日本の法定資料情報と提出不要要件						
所得種類	法定情報資料の種類	提出不要の原則的要件				
給与	給与所得の源泉徴収票 (住民税:給与支払報告書)	年間支払金額500万円以下の場合 (住民税に係る報告書は支払額にかかわらず市町村に提出義務)				
利子	利子等の支払調書	①個人に対するもの ②普通預金利子 ③年間利子等3万円以下				
配当	配当・剰余金分配・信託収益の支払調書	一回の支払金額が、①計算期間1年以上10万円以下、②1年未満5万円以下				
株式等譲渡益	特定口座年間取引報告書(上場株式) 株式等の譲渡対価の支払調書	特定口座が源泉徴収選択口座の場合 ①同一人への年間支払額100万円以下 ②一回ごと調書作成では30万円以下				
雑・報酬等	報酬・料金・契約金・賞金の支払調書	同一人への年間支払額5万円以下				

所得保障と就業・福祉政策との連携・整合性

1 就業支援型：就業政策との連携

- ①低賃金労働への「賃金補助」としての「給付付き税額控除」
 - ・非正規労働形態・待遇や最低賃金抑制を固定化する恐れ
 - ・賃金抑制による社会保険被保険者資格の制限や保険料の抑制
- ②個人単位と世帯単位
 - ・単身者や母子・父子家計支持者の就業促進効果は認められる
 - ・世帯所得(資産所得を含む)の控除資格制限は世帯全体の就業効果に負の影響

2 育児支援型：福祉政策との連携

- ①現金給付とサービス給付(保育等)の連携
 - ・少子化対策における安易な現金給付への偏り
 - ・就業支援には保育施設、育児休業制度等の拡充が不可欠
- ②控除対象児童および保護者の状況把握
 - ・家族・居住、親就業、保護(親権・里親・後見)、保育施設利用等の調査・確認
 - ・児童虐待、施設入所、不登校児童等対策との整合性⇒市町村、児童相談所、学校等との情報共有

⇒国課税当局は「現金給付」のみ。就業・福祉政策と分離された所得保障の有効性は疑問

3 福祉・租税政策の分権：地方団体による独自の就業・育児支援型税額控除の試行

- ①「子ども手当」の費用負担から解放される地方の新たな独自対策
- ②地域特性の強い少子化対策、福祉政策、最低賃金制との政策的整合性
- ③住民税均等割、生活保護、国保事業等による所得税非納税者の情報蓄積
- ④個人住民税(所得割)の税率決定・税務行政の課税自主権強化とセット

「給付付き税額控除」の総括的な評価

1. 低勤労所得就業者に対象を限定し、財源の節減を図りつつ、課税当局が減税分と給付分を組み合わせ、就業・育児支援政策を追求できるのは、現行社会保障制度の弱点であるWorking-poor対策ないし現役世代の格差是正対策として魅力的である
2. 実際問題として、著しく財政収支が悪化しているにもかかわらず、税額控除を飛び越えて、子ども手当など社会保障手当・給付の大幅増加を図っている国財政では、税制の第一の機能は十分な税収の確保にあり、新たな給付財源の捻出が必要となる「給付付き税額控除」の優先度は低い
3. 社会保険料には全額控除制度があるため保険料軽減タイプは不要、消費税の社会保障目的税化を前提とすれば逆進対策は社会保障給付で行うのが筋であり逆進対策タイプも不要。しかし、一律・相当額の「子ども手当」に低所得就業者への就業支援効果が薄いことは考慮する必要がある
4. 国税所得税のレベルで、徴収・給付行政の一元化や公正・確実性という執行上の利点を発揮できる税制・徴収制度の抜本改革(国民皆確定申告体制、納税者番号、法定資料整備等)には、多大の政治リスク、執行コスト、準備期間を要するため、その早期実現の見通しは立て難い
5. 国の課税当局への現金給付や徴収行政の一元化には、無・低所得層の経済情報の不足に加え、家族・児童福祉政策や非正規労働処遇改善等の本来の社会保障・雇用政策との分断を招き、むしろ大きな弊害が生じる恐れがある
6. 「給付付き税額控除」を試行する場合には、地域性のある公的扶助・社会福祉・最低賃金制等との情報共有が容易で、地方税務・行政を通じて無・低所得層の経済情報を蓄積している地方(市町村)を実施主体に、個人住民税の課税自主権行使で試みるという、地方分権の発想が望ましい。ただし、課税自主権の行使には、地方税務行政の体制強化が必要である

地方分権促進への地方税制改革の課題 —税務行政(確定・徴収手続き)の分権化—

1 個人住民税(所得割)の課題

- ・税源移譲により大部分の給与所得者で住民税が所得税を上回る
- ・国の税務行政に依存した賦課課税方式・前年所得課税方式の問題点拡大
 - ⇒行政処分としての賦課課税方式における住民・納税者の権利擁護問題
 - ⇒公平性と納税資金の問題発生が不可避な前年所得課税主義の現年化
- ・地方独自の少子高齢対策に課税自主権(税率決定・税額控除)の行使を

2 地方消費税の課題

- ・地方独立税としての認知と課税強化による法人税実効税率の引下げ
 - ⇒法人税実効税率の引き下げは、地方税制に不適な地方法人課税の整理で
- ・地方独立税として賦課徴収の「附則」から「本則」への移行と税率引き上げ
 - ⇒地方も税率だけでなく、消費税制の仕組み改革や滞納処理に関心を
- ・地方消費税増による地方法人税の大幅軽減

⇒地方税務行政体制の強化

- ・上記課題の達成には住民税・地方消費税の確定・徴収行政の抜本強化・分権化
- ・地方税務職員の増員と専門性の強化を

法人所得課税の実効税率の国際比較(損金算入調整済み):財務省資料

- ①日本の地方税は東京都、アメリカの地方税はカリフォルニア州
- ②日本の地方法人課税は、住民税・事業税・特別税

